

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第10条の9第2項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格者に対する指示
原権者 (委任先) : 石川県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8 (所持の禁止)、第4条第1項第5号の2 (所持許可)、第10条の9第2項
処 分 基 準 : 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 <ul style="list-style-type: none">・ その違反行為が比較的軽微である・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 (076-225-0110内線3044)
備 考 :